

様式 8 自己点検評価報告書

1	基準 I-1	教育理念・目標・方針
---	--------	------------

◆判定基準

- ① 教育理念・目標・方針が明文化・公表されている
- ② アドミッション・カリキュラム・ディプロマポリシーが明文化・公表されている
- ③ アセスメントポリシーが明文化・公表されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- | | |
|------------|---------------------|
| ①：大学ホームページ | 【資料 1-①】 |
| ②：大学案内 | 【様式 1 に添付の 5 頁】 |
| ③：学生便覧 | 【様式 1 に添付の 3 頁~4 頁】 |
| ④：学生募集要項 | 【様式 1 に添付の 1 頁】 |
| ⑤：履修の手引き | 【資料 1-②(1 頁~2 頁)】 |

◆自己点検評価結果の理由

本学では、大学の使命・目的及び教育目標を明示・周知のため、学内へは、学生便覧・大学案内、教育倫理綱領を配付し、学外に対しては、大学案内、ホームページに掲載し、広く周知に努めている。また、受験生に対しては、オープンキャンパス、入試相談会等の機会を活用し、周知に努めている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

本学では、建学の精神、本学の使命を再認識すると同時に、本学の将来像を示すものとして、「北海道千歳ビルテーション大学グランドデザイン」を定め、それに基づき、5 年の中期目標・中期計画を作成し、年度計画（事業計画）を定めている。

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示した教育目標への達成度を高める教学アセスメント（教育に関する各種データ、資料等の収集、分析、点検、評価）については、早急に明文化されたものを作成し、公表する予定である。

様式 8 自己点検評価報告書

2	基準Ⅱ-1	学科・専攻の長
---	-------	---------

◆判定基準

- ① 学士の学位を有する者，またはそれに準ずる学識・教育・研修修了者である
- ② 修士の学位を有し，必要な教育・研修修了者である
- ③ 博士の学位を有し，10年以上の教育経験と必要な教育・研修修了者である

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ②を満たしている
- ④ ③を満たしている

◆エビデンスの提示（様式を明示すること）

- | |
|---|
| ①：大学設置・学校法人審議会の教員組織審査資料（別記様式第4号（その1））「教員個人調書」
学歴欄，職歴欄を参照 【資料2-①】 |
| ②：専任教員一覧 【資料2-②】 |

◆自己点検評価結果の理由

リハビリテーション学科長は，北海道大学で博士号を取得し，教育歴33年，理学療法学専攻長は，北海道大学で博士号を取得，教育歴15年，作業療法学専攻長は，札幌医科大学で博士号を取得し，教育歴14年である。
--

◆自己点検評価結果における課題と対応

本学は，教員の若返りを図っており，平成29年度の開設時に高齢教員として指摘されていた教養課程担当教員4名が計画通り，完成年度末で退職した。 現在，若手教員の大学院博士課程進学を支援するなど，ベテラン教員と若手教員の融合による，活力ある教員組織の将来構想を持つと同時に，若手教員にも学内の要職を経験させ，将来，学科長，専攻長を担える人材養成を行っている。

様式 8 自己点検評価報告書

3	基準Ⅱ-2	教員の要件
---	-------	-------

◆判定基準

- ① 指定規則で定める基準が遵守されている
- ② 専任教員は全員が協会員（JPTA・JAOT・JAS）である
- ③ 専任教員は全員が修士以上の学位を有し、必要な教育・研修修了者である

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（様式を明示すること）

①：専任教員一覧 【資料 2-②】 参照

◆自己点検評価結果の理由

本学専任教員は、学科目に相当する組織として、理学療法学担当、作業療法学担当、共通教育担当を置いている。本学所属教員は、この何れかの組織に所属し、現在、理学療法学担当所属教員 13 名、作業療法学担当所属教員 7 名、共通教育担当教員 6 名、合計 26 名で構成されている。

このうち、理学療法学担当教員 13 名全員が JPTA、作業療法学担当教員 7 名全員が JAOT に加入している。

学位についても、理学療法学専攻、作業療法学専攻に令和 3 年度に配置した、助教それぞれ 1 名を除き、全員が修士以上の学位を有している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

--

様式 8 自己点検評価報告書

4	基準Ⅱ-3	教員数と教科目
---	-------	---------

◆判定基準

- ① 指定規則で定める教員数が確保され、実習調整者が配置されている
- ② 担当科目に関連する研究業績のある教員が配置されている
- ③ 指定規則の定数を超える専任教員が配置されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（様式を明示すること）

①：専任教員一覧 【資料 2-②】 参照

◆自己点検評価結果の理由

本学の専任教員数は、26名、そのうち、理学療法士の免許を持ち、5年以上、理学療法に関する業務を行っている教員は12名である。理学療法学専攻は、1学年に2学級であり、指定規則第2条第1項第4号に定める教員数9名を超えて配置している。

作業療法士の免許を持ち、5年以上、作業療法に関する業務を行っている教員は7名である。作業療法学専攻は、1学年に1学級であり、指定規則第3条第1項第3号に定める教員数6名を超えて配置している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

今後とも、理学療法士作業療法士養成施設指定規則に則り、適正に教員数等を確保していく。

様式 8 自己点検評価報告書

5	基準Ⅱ-4	教育の質
---	-------	------

◆判定基準

- ① 教育・研究・研修規程が整備され、専任教員の業績が公表されている
- ② 授業評価およびFD・SDが実施され、結果が公表されている
- ③ 教育の質の向上に向けた研究・研修への積極的な取り組みが見られる

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

①：FD委員会規程	【資料5-①】
②：研修委員会規程	【資料5-②】
③：研究委員会規程	【資料5-③】
④：FD,SD実施結果報告書（令和2年度AC状況報告書）参照	【資料5-④】
⑤：専門誌、本学HPでの公表	【資料5-⑤】
⑥：北海道千歳リハビリテーション大学教育倫理綱領	【資料5-⑥】

◆自己点検評価結果の理由

本学は、北海道FD・SD協議会に加入していると同時にFD委員会、研修委員会、研究委員会を設置し、教職員の生涯学習支援、教員の教育活動の向上・能力開発に関して恒常的に検討を行い、その質的充実を図ると同時に、教員の学術研究活動の推進を図っている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

今後とも、本学教育倫理綱領に基づき、大学教育の質の向上に努める。

様式 8 自己点検評価報告書

6	基準Ⅱ-5	教育のための予算
---	-------	----------

◆判定基準

- ① 入学料・授業料・実習費等は適当な額である
- ② 教育上必要な機械器具や図書購入予算が明示され、計画的に執行されている
- ③ 研究活動のための外部資金導入の努力を行っている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

①：道内私立大学の入学料，授業料等，調書 【資料 6-①】
②：令和 3 年度教育研究経費配分表 【資料 6-②】
③：外部資金導入一覧【資料 6-③】

◆自己点検評価結果の理由

①：学生納付金である入学料，授業料は，北海道内の同系私立大学と比較してもほぼ同額である。
②：教育上必要となる機械器具や図書購入予算についても，図書委員会等の関係機関で計画的に計上し，理事会の了承を得ている。
③：研究活動のための予算については，教員 1 名当たり，年間 40 万円を確保するとともに，外部資金の導入に向けても，積極的に活動している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

法人のホームページ上で寄附の募集を行うと共に，本学の特色の一つとなっている住民の「健康増進・障がい予防リハビリテーション教育」に関連する事業からの収益を見込むなど，外部資金導入へ向けて積極的に対応していく。

様式 8 自己点検評価報告書

7	基準Ⅱ-6	教育環境
---	-------	------

◆判定基準

- ① 教育目的達成のための環境が整備されている
- ② 校地校舎等の学修環境の整備と適切な管理・運営が実施されている
- ③ 教育環境の確保・充実に向けた中長期計画が策定されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

①：校舎図面（教室等の配置図）	【資料 7-①】
②：大学グランドデザイン	【資料 7-②】
③：大学中期目標・中期計画	【資料 7-③】

◆自己点検評価結果の理由

大学には、理学療法士作業療法士養成施設として、必要な施設の整備がなされている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

学生の修学環境の一層の整備のため、建物狭隘の解消を含めた学生目線での検討を行い、校舎の増改築、キャンパスの移転、教養課程と専門課程のキャンパス分離等の検討を行い、可能な限り、早期に教育研究体制の再構築を目指すことをグランドデザインに記載している。

様式 8 自己点検評価報告書

8	基準Ⅱ-7	教育設備
---	-------	------

◆判定基準

- ① ガイドラインで定める教室および実習室が整備されている
- ② 教員室（研究室）および個別指導の場が確保されている
- ③ 教育研究内容に対応した機材等が整備されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

①：校舎図面（教室，実習室，教員室等の配置図） 【資料 7-①】 参照
②：実習機材一覧 【資料 8-①】

◆自己点検評価結果の理由

ガイドラインで定める教室，実験室等が整備されている他，教員室（研究室），学生の万相談を聴く部屋（ほっとルーム）を教員研究室棟に設置している。
--

◆自己点検評価結果における課題と対応

今後とも，必要な教育設備を充実させ，教育重視型大学としての姿勢を維持していく。

様式 8 自己点検評価報告書

9	基準Ⅱ-8	教材・備品
---	-------	-------

◆判定基準

- ① 教育上必要な教材・備品及び専門図書・雑誌が必要数確保されている
- ② 適切な規模の図書室（館）を有し、十分な学術情報資料が確保されている
- ③ 講義・演習等に必要な IT 教育機器や文献検索システムが整備され、適切に運用されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- ①：図書等一覧（専攻別） 【資料 9-①】
- ②：図書館の平面図 【資料 7-①】 参照
- ③：講義・演習等に必要な IT 教育機器一覧 【資料 9-③】

◆自己点検評価結果の理由

教材・備品，専門図書，雑誌について，整備されている他，図書館には，所蔵する図書や資料を効率良く管理する「図書管理システム（Lib Max）」，蔵書検索システム，セルフ貸出返却等を整備し，適切に運用している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

今後とも，図書館委員会を中心に図書整備について，検討を行い教育研究に支障の生じないよう対応していく。

様式 8 自己点検評価報告書

10	基準Ⅲ-1	ハラスメント対策
----	-------	----------

◆判定基準

- ① ハラスメントの規程が整備され、公表されている
- ② ハラスメント防止を目的とした研修会が定期的実施されている
- ③ 全教職員、臨床実習施設職員、保護者等への周知・啓発が実施されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

①：大学ハラスメント防止規程 【資料 10-①】
②：大学で開催したハラスメント防止の講習会資料 【資料 10-②】
③：臨床実習指導要領（第4版）から抜粋 【資料 10-③】

◆自己点検評価結果の理由

ハラスメント対策については、学園としての防止規程の整備、学生向け講習会の開催等が行われている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

本学は、ハラスメント被害者を出さないために、委員会等の対応組織の設置はもとより、教職員、学生に向けて、研修の実施、教授会での注意喚起を実施していく。
--

様式 8 自己点検評価報告書

11	基準IV-1	入学者の選考
----	--------	--------

◆判定基準

- ① 選考要項が整備され、公表されている
- ② 学則に定められた学生の定員が守られている
- ③ アドミッションポリシーに基づいた選考が行われている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

①：2021年度入学試験の実施について	【資料 11-①】
②：定員の確保状況（AC状況報告書）	【資料 11-②】

◆自己点検評価結果の理由

<p>理学療法士、作業療法士を養成する本学は、特色や教育理念を反映したアドミッションポリシーを入学希望者に伝え、それに基づく入学者選抜は特に重要なことである。</p> <p>入学試験の実施に当たっては、アドミッションポリシーに基づいた選考を行うため、学力試験の他、面接を重視している。</p> <p>学生定員 110 名も開学からこれまで、確保している。</p>

◆自己点検評価結果における課題と対応

<p>今後、高校生の減少期にはいり、本学のアドミッションポリシーに基づく、学生を定員どおり、入学させることができるかが課題であると認識している。</p> <p>本学は、一学部一学科の小規模大学ではあるが、特色ある教育を展開する教育重視型大学として、主に道内の高校から評価されるよう、引き続き努力していく。</p>
--

様式 8 自己点検評価報告書

12	基準IV-2	生活・学修支援
----	--------	---------

◆判定基準

- ① 生活・学修支援体制が整備されている
- ② 生活・学修支援に関する学生の意見・要望を把握・分析し、適切に実施されている
- ③ 障がいのある学生や留学生に対する支援体制が整備されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

①：学生委員会規程及び学生支援センター規程	【資料 12-①】
②：学生意見箱の設置及びほっとルームの設置	【資料 12-②】
③：大学中期目標・中期計画	【資料 7-③】 参照

◆自己点検評価結果の理由

学生の生活・学修支援体制は、学寮に助教を舎監として配置している他、通学支援のための大型バスの配置、臨床心理士の免許を持つ教授を配置した「ほっとルームの設置」、相談結果の分析と教授会報告、また、障がいのある学生に対する支援体制の充実は、玄関スロープ、バリアフリースイールの設置の他、中期目標にもハンデキャップのある学生を支援する体制を拡充させることを記載している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

今後とも、修学等に支障が生じないよう対応するとともに、面倒見の良い大学としての評判を落とさないよう努力を続ける。

様式 8 自己点検評価報告書

13	基準IV-3	教育課程
----	--------	------

◆判定基準

- ① 指定規則，ガイドラインに定められているカリキュラムが整備されている
- ② 講義概要，学生便覧が整備・公表され，適正に運用されている
- ③ 教育課程を可視化するなど，修学向上への工夫・改善が見られる

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし，②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- ①：教育課程と指定規則との対比表 【資料 13-①】
- ②：学生便覧 【様式 1 に添付】参照
- ③：授業科目の概要 【資料 13-③】
- ④：履修の手引き 【資料 1-②】

◆自己点検評価結果の理由

教育課程は，平成 29 年度の大学開設時及び指定規則改正時に「理学療法士学校，作業療法士学校指定（変更）申請」を行い，認可を受けている。

学生には，学生便覧を整備し，全科目のシラバスを公表している。また，教育マップを作成し 1 年次から 4 年次までの履修方法や養成する能力等について，可視化している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

今後とも学生が履修上，戸惑うことのないよう，丁寧に指導していく。

様式 8 自己点検評価報告書

14	基準IV-4	教育内容
----	--------	------

◆判定基準

- ① 改正カリキュラムが適正に運用されている
- ② 定期的カリキュラムの検討・見直しが行われている
- ③ 特色ある教育プログラムを有している

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- | |
|---|
| ①：教育課程と指定規則との対比表（2020年度以降入学者用） 【資料 13-①】 参照 |
| ②：カリキュラム検討委員会名簿 【資料 14-①】 |
| ③：大学案内 【様式 1 に添付】 8 頁から 17 頁参照 |

◆自己点検評価結果の理由

改正カリキュラムに沿って、学則の変更申請を行い、承認を頂いている。

カリキュラムの検討・見直しについては、教務委員会の下に「カリキュラム検討委員会」を設置し、見直しを図っている。

特色ある教育プログラムとして「障がい予防リハビリテーション」を有しており、1年次から4年次まで、段階的に教育している。また、障がい予防リハビリテーション教育は、住民の健康増進教室、こどもカフェ、スポーツ障がい予防教室という地域貢献活動につながっている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

改正カリキュラムは適正に運用されているが、今後とも、特色ある教育プログラムのあり方や、カリキュラムの検討、見直しについて、精力的に実施していきたい。

様式 8 自己点検評価報告書

15	基準IV-5	教育方法
----	--------	------

◆判定基準

- ① 講義概要に教育方法を明記し、適切に運用されている
- ② 講義・演習・実習が効果的に組み合わせられている
- ③ 授業方法の工夫・開発に取り組んでいる

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- ①：シラバス（開設全教科） 【様式 1-2 の添付資料】 参照
- ②：学生便覧【様式 1 に添付】（11 頁～14 頁， 21 頁～24 頁）
- ③：令和 3 年度フロンティアプログラム実施計画【資料 15-①】

◆自己点検評価結果の理由

講義概要（シラバス）には、科目の概要、学習目標の他、科目の開講回ごとの授業内容の概要、学習内容、学習目標を記載している。その他、評価方法や教科図書、参考図書、学習の準備などを記載し、学生に公表している。

また、科目ごとに、若しくは、年次ごとに講義・演習・実習を組合せると共に、専攻等会議で学生のアンケート結果等を踏まえ、授業方法の工夫や開発に取り組んでいる。

◆自己点検評価結果における課題と対応

学生が卒業後、理学療法士、作業療法士として活動を行うためには、本学の卒業認定を受けるだけでなく、国家試験に合格する必要がある。

このため、現在、成績不良者に対しては、5 講時以降の時間を利用し、授業の補完と、学生の学習意欲向上のため「フロンティアプログラム」を開発し、実施している。今後とも授業が身に付く方法について、引き続き検討していく必要があると認識している。

様式 8 自己点検評価報告書

16	基準IV-6	成績評価
----	--------	------

◆判定基準

- ① 評価基準，方法を明記した文書を有している
- ② 授業科目内容に合致した（客観的）評価方法により実施されている
- ③ 単位認定，進級・卒業認定，修了認定基準を適切に定め，厳正に適用されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし，②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- ①：学則第 18 条
- ②：令和 3 年度シラバス【提出書類に添付】
- ③：学生便覧，【様式 1 に添付】（6 頁「単位の授与」，7 頁～8 頁，17 頁～19 頁「進級要件，卒業要件」，31 頁「成績評価の方法」，「GPA 制度」，27 頁「卒業認定方法」）
- ④：履修の手引き（単位認定，進級要件，卒業認定）【資料 1-②】
- ⑤：GPA 制度内規【資料 16-①】
- ⑦：本学ホームページ「情報公開」メニュー【資料 16-②】

◆自己点検評価結果の理由

成績評価については，学則，シラバス，履修の手引きに明記し，学生に公表し厳正に適用している。

平成 31 年 4 月からは，学生の学習意欲を高め，適切な修学指導に資するとともに，厳格な成績評価を推進し，教育活動の説明責任を果たすことを目的とする「GPA 制度」を導入し，学則第 18 条に定める成績評価と，学生が各授業で得た成績に対するグレード ポイントの関係を明らかにした。

また，本学ホームページ上でも，「情報公開 【6】学修の成果にかかわる評価と卒業（修了）の認定にあたっての基準に関すること」の中で成績評価方法等について，公表している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

学生の成績評価は，厳正に行われているが，成績評価が恣意的にならないよう，今後とも教授会，教務委員会，教育支援センター，ほっとルーム，学生アンケート等を活用し，厳正かつ公正に運用していく。

様式 8 自己点検評価報告書（理学療法専攻）

17	基準IV-7	臨床教育
----	--------	------

◆判定基準

- ① 指定規則に基づいた臨床教育が計画・実施されている
- ② OSCE（客観的臨床能力試験）を導入し、評価・単位認定を行っている
- ③ 先進的な臨床教育プログラムを取り入れている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている

④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- ①：臨床実習指導要領（第4版） 【資料1】
- ②：教育課程と指定規則との対比表（新カリキュラム、旧カリキュラム）【資料2】
- ③：学生便覧・科目一覧抜粋 【資料3】
- ④：2020年度・2021年度 実習シラバス 【資料4】
- ⑤：実技試験採点表 【資料5】
- ⑥：2020年度・2021年度 実習セミナーシラバス 【資料6】
- ⑦：2020年度実習指導者会議資料（p.24～25） 【資料7】
- ⑧：2021年度 シラバス（リハビリテーション概論、健康増進障害予防演習Ⅰ（検査測定）、健康増進障害予防演習Ⅱ（実践指導））【資料8】
- ⑨：2019年度 健康増進教室（前期・後期） 【資料9】

様式 8 自己点検評価報告書（理学療法専攻）

◆自己点検評価結果の理由

- ① 1999 年第 3 回指定規則改定では、18 単位の臨床実習が求められている。2019 年度以前入学者に対しては、PT 専攻では見学実習（1 単位）、評価学実習（4 単位）、治療学実習 I（8 単位）、治療学実習 II（8 単位）、計 21 単位の臨床教育カリキュラム（以下、旧カリキュラム）を設けている。2018 年第 4 回指定規則改定では 20 単位の臨床実習が求められている。2020 年度以降入学者に対しては、PT 専攻では見学実習 I（1 単位）、評価学実習（4 単位）、治療学実習 I（8 単位）、治療学実習 II（8 単位）、計 21 単位の臨床教育カリキュラム（以下、新カリキュラム）を設けており、指定規則を満たしている。
- ② PT 専攻では、旧カリキュラム、新カリキュラム共に、評価学実習及び治療学実習前に「臨床評価学セミナー」「臨床治療学セミナー I・II」を設け、4 年次治療学実習前に実習前試験として実施している（3 年次評価学実習前にも実施予定だったが新型コロナの影響で実習が中止となる）。
- ③ 本学では地域貢献の一環として地域高齢者を対象に「健康増進教室」を 2013 年より行っている。この教室を軸として、健康増進障害予防を体系的に学習している（1 年次：リハビリテーション概論、2 年次：健康増進障害予防演習 I（検査測定）、4 年次：健康増進障害予防演習 II（実践指導））と、在学期間を通したカリキュラム（いずれも必修科目）を設けている。また、指定規則改定前に診療参加型実習を取り入れている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

今年度より診療参加型実習をお願いしているが、実習指導者の実習指導者講習会参加の遅れ（新型コロナによる講習会非開催）により、診療参加型実習が十分な理解の上、実施されているか疑問がある。実習指導者講習会などで引き続き、周知していく。

様式 8 自己点検評価報告書（作業療法学専攻）

17	基準IV-7	臨床教育
----	--------	------

◆判定基準

- ① 指定規則に基づいた臨床教育が計画・実施されている
- ② OSCE（客観的臨床能力試験）を導入し、評価・単位認定を行っている
- ③ 先進的な臨床教育プログラムを取り入れている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- ①：臨床実習指導要領（第4版）【資料1】
- ②：教育課程と指定規則との対比表（新カリキュラム・旧カリキュラム）【資料2】
- ③：学生便覧・科目一覧抜粋【資料3】
- ④：2020年度・2021年度 実習シラバス【資料4】
- ⑤：治療学実習前試験採点表【資料5】
- ⑥：2020年度・2021年度 実習セミナーシラバス【資料6】
- ⑦：シラバス（生活行為向上リハビリテーション論）【資料7】
- ⑧：2021年度 シラバス（リハビリテーション概論、健康増進障害予防演習Ⅰ（検査測定）、健康増進障害予防演習Ⅱ（実践指導））【資料8】
- ⑨：2019年度 健康増進教室（前期・後期）【資料9】
- ⑩：こどもカフェ【資料10】

様式 8 自己点検評価報告書（作業療法学専攻）

◆自己点検評価結果の理由

- ① 1999 年第 3 回指定規則改定では、18 単位の臨床実習が求められている。2019 年度以前入学者に対しては、OT 専攻では見学実習（1 単位）、評価学実習（4 単位）、治療学実習 I（8 単位）、治療学実習 II（8 単位）、計 21 単位の臨床教育カリキュラム（以下、旧カリキュラム）を設けている。2018 年第 4 回指定規則改定では 22 単位の臨床実習が求められている。2020 年度以降入学者に対しては、OT 専攻では見学実習 I（1 単位）、見学実習 II（1 単位）、評価学実習（4 単位）、治療学実習 I（8 単位）、治療学実習 II（8 単位）、計 22 単位の臨床教育カリキュラム（以下、新カリキュラム）を設けており、指定規則を満たしている。
- ② OT 専攻では、旧カリキュラム、新カリキュラム共に、評価学実習及び治療学実習前に「臨床評価学セミナー」「臨床治療学セミナー I・II」を設け、セミナーの単位認定方法として、OSCE を実施している。（2020 年度は、新型コロナの影響で中止となる）
- ③ 「先進的な教育」として、クリニカルクラークシップに則った実習を体験するよう臨床実習指導者に依頼し、実践している。生活行為向上マネジメント（MTDLP）に特化した科目（「生活行為向上リハビリテーション論」）は 3 年次前期に設定しているが、MTDLP を活用した臨床実習は行っていない。また、本学では、地域貢献の一環として地域高齢者を対象に「健康増進教室」を 2013 年より行っている。この教室を軸として「健康増進障害予防概論（1 年次）」「健康増進障害予防演習 I（検査測定）（2 年次）」「健康増進障害予防演習 II（実践指導）（4 年次）」と在学期間を通したカリキュラム（いずれも必修科目）を設けている。その他、臨床的な教育の一環で、地域の子どもを対象とした「こどもカフェ」を学生主体で企画するプログラムを用意している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

OSCE に関しては、実習前後での評価が推奨されているが、実習後の OSCE を実施できていない。今後の課題としたい。また、当事者を対象とした OSCE を実施することが理想と考えている。臨床セラピストや当事者の協力依頼先を探していく必要があると考えている。

MTDLP を活用した臨床実習を行える施設が少ないことが課題である。今後は、MTDLP を実践している実習施設への依頼を検討したい。

様式 8 自己点検評価報告書（理学療法学専攻）

18	基準IV-8	臨床実習
----	--------	------

◆判定基準

- ① 指定規則、ガイドラインで定める基準が遵守されている
- ② 臨床実習が適切な年次に配置され偏りなく実施されている
- ③ 特色ある臨床実習プログラムを取り入れている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている

④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（様式を明示すること）

①：様式 4
②：年次別実習計画 【資料 10】
③：実習調整担当教員表 【資料 11】
④：2020 年度・2021 年度 実習シラバス 【資料 4 参照】
⑤：2 期生学生配置表 【資料 12】
⑥：2020 年度実習指導者会議資料 【資料 7 (p.24～25) 参照】

◆自己点検評価結果の理由

① 様式 4 及び関連添付書類の通り、指定規則、ガイドラインで定める基準を遵守している。
② 身体障害領域、地域領域、発達障害領域といった疾患領域に加え様々な保健医療福祉の実習施設が登録されている。適切な年次（1 年：臨床見学実習、3 年：臨床評価学実習、4 年：臨床治療学実習 I・II）に実習を実施している。
③ 指定規則改定前に診療参加型実習を取り入れている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

今年度より診療参加型実習をお願いしているが、実習指導者の実習指導者講習会参加の遅れ（新型コロナによる講習会非開催）により、診療参加型実習が十分な理解の上、実施されているか疑問がある。実習指導者講習会などで引き続き、周知していく。
--

様式 8 自己点検評価報告書（作業療法学専攻）

18	基準IV-8	臨床実習
----	--------	------

◆判定基準

- ① 指定規則、ガイドラインで定める基準が遵守されている
- ② 臨床実習が適切な年次に配置され偏りなく実施されている
- ③ 特色ある臨床実習プログラムを取り入れている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている

④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（様式を明示すること）

- ①：様式 4
- ②：2020 年度・2021 年度 実習シラバス 【資料 4】
- ③：年次別実習計画 【資料 11】
- ④：実習調整担当教員表 【資料 12】
- ⑤：2 期生学生配置表 【資料 13】

◆自己点検評価結果の理由

- ① 様式 4 及び関連添付書類の通り、指定規則、ガイドラインで定める基準を遵守している。
- ② 身体障害領域、精神障害領域、地域領域、発達障害領域といった疾患領域に加え様々な保健医療福祉の実習施設が登録されている。見学実習Ⅰは1年次、見学実習Ⅱ（地域実習）は2年次（新カリ対象学生のみ）、評価学実習は3年次、治療学実習Ⅰ・Ⅱは4年次に各実習を配置し、適切な年次に実施している。
- ③ 新カリキュラムでは通所・訪問リハ領域で1週間の臨床実習（地域実習）が推奨されている。OT専攻では、見学実習Ⅱ（2年次）として地域実習を行っている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

今年度より診療参加型実習をお願いしているが、実習指導者の実習指導者講習会参加の遅れ（新型コロナによる講習会非開催）により、診療参加型実習が十分な理解の上、実施されているか疑問がある。実習指導者講習会などで引き続き、周知していく。

様式 8 自己点検評価報告書（理学療法専攻）

19	基準IV-9	臨床実習施設との連携
----	--------	------------

◆判定基準

- ① 定期的に臨床実習指導者会議を開催し、議事録が共有されている
- ② 実習の前後を含め施設と密な連携が取られている
- ③ 専任教員が適時臨床実習に参加し、指導している

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている

④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（様式を明示すること）

①：様式 4
②：2019 年度 臨床実習指導者会議（案内・議事録）【資料 13】
③：2020 年度 オンデマンド臨床実習指導者会議（案内）【資料 14】
④：2021 年度 臨床治療学実習 I 巡回計画 【資料 15】

◆自己点検評価結果の理由

① 毎年 1 回の臨床実習指導者会議を開催し、議事録を作成し、臨床実習指導者会議への参加の有無にかかわらず実習施設に送付している。2020 年度はオンデマンド（動画配信）で実施した。
② 実習前は、臨床実習指導者会議で、必ず学生と指導者、教員が直接面談を行っている。実習中は実習巡回、実習後は成績不良学生対応などについて連携を図りながら対処している。
③ 実習巡回時に実習施設の要望に合わせて、学生の担当患者に、評価あるいは治療を実際に行う様子を学生に見学させ、また、学生が治療を行なっているところに入り、適宜臨床実習に参加し、指導している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

必要に応じて実習施設とは綿密な連絡を取り、対応している。

様式 8 自己点検評価報告書（作業療法学専攻）

19	基準IV-9	臨床実習施設との連携
----	--------	------------

◆判定基準

- ① 定期的に臨床実習指導者会議を開催し、議事録が共有されている
- ② 実習の前後を含め施設と密な連携が取られている
- ③ 専任教員が適時臨床実習に参加し、指導している

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（様式を明示すること）

①：様式 4
②：2019 年度 臨床実習指導者会議（案内・議事録） 【資料 14】
③：2020 年度オンデマンド臨床実習指導者会議（案内） 【資料 15】
④：2021 年度 臨床治療学実習 I 巡回計画 【資料 16】

◆自己点検評価結果の理由

① 毎年 1 回の臨床実習指導者会議を開催し、議事録を作成し、臨床実習指導者会議への参加の有無にかかわらず実習施設に送付している。2020 年度はオンデマンド（動画配信）で実施した。
② 実習前の対応としては、臨床実習指導者会議で、必ず学生と指導者、教員が直接面談を行っている。実習中は実習巡回を行い、実習後には、実習報告会の内容を含めた最終報告書を、全学生分、実習終了後 1 か月以内に指導者に送付している。実習後においても、必要に応じて電話や直接実習地へ訪問するなどして指導者と密な連携をとっている。
③ 実習巡回時に実習施設の要望に合わせて、学生の担当患者に、評価あるいは治療を実際に行う様子を学生に見学させ、また、学生が治療を行なっているところに入り、適宜臨床実習に参加し、指導している。

◆自己点検評価結果における課題と対応

必要に応じて実習施設とは綿密な連絡を取り、対応している。

様式 8 自己点検評価報告書（理学療法学専攻）

20	基準IV-10	臨床実習施設の条件
----	---------	-----------

◆判定基準

- ① 指定規則、ガイドラインに定められた臨床実習が実施されている
- ② 臨床実習施設としての設備・スタッフが備えられている
- ③ 協会認定または病院機能評価等の認定施設が 50%以上確保されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- ①：様式 5 参照
- ②：2 期生学生配置表 【資料 12 参照】
- ③：総括表（文部科学大臣が指定する看護師等の指定申請等提出書類「様式第 5 号（その 1）・変更承認申請の場合）より抜粋 【資料 16】
- ④：臨床実習指導要領（第 4 版） 【資料 1 参照】
- ⑤：実習学生受入調査表 【資料 17】

◆自己点検評価結果の理由

- ① 旧カリキュラムでは 2/3 以上は医療提供施設（病院・診療所）、新カリキュラムでは 2/3 以上は医療提供施設（病院・診療所・老人保健施設）かつ 1/2 以上は病院診療所で、通所または訪問リハビリテーションで 1 単位以上の実習を行えるよう学生の配置を行っている。基本的には規則通りに実習配置を行っている。
- ② スタッフが揃っている施設に実習施設登録依頼を行なっている。実習指導要領でも本学として実習計画を提案している（資料 1、p6-7）

◆自己点検評価結果における課題と対応

実習配置は規則通りに行っているものの、新型コロナの影響により評価学実習が中止（学内での代替実習）、また、治療学実習では実習受入中止などが相次ぎ、医療提供施設（病院または診療所）での実習（実習時間の 3 分の 2）が不十分なケースもみられる。新型コロナが落ち着けば解消され则认为している。

様式 8 自己点検評価報告書（作業療法学専攻）

20	基準IV-10	臨床実習施設の条件
----	---------	-----------

◆判定基準

- ① 指定規則、ガイドラインに定められた臨床実習が実施されている
- ② 臨床実習施設としての設備・スタッフが備えられている
- ③ 協会認定または病院機能評価等の認定施設が 50%以上確保されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①：2期生学生配置表【資料13 参照】②：総括表（文部科学大臣が指定する看護師等の指定申請等提出書類「様式第5号（その1）・変更承認申請の場合」）より抜粋 【資料17】③：臨床実習指導要領（第4版）【資料1 参照】④：実習指導者情報提供書 【資料18】⑤：実習学生受入調査表【資料19】 |
|---|

◆自己点検評価結果の理由

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 旧カリキュラムでは2/3以上は医療提供施設（病院・診療所）、新カリキュラムでは2/3以上は医療提供施設（病院・診療所・老人保健施設）かつ、1/2以上は病院診療所で、通所または訪問リハビリテーションで1単位以上の実習を行えるよう学生の配置を行っている。② 臨床実習指導者が臨床実習指導者研修修了者であることが推奨されていることから、2020年度実習より、「実習指導者情報提供」（資料18）で研修受講の有無の確認、「実習学生受け入れ調査表」（資料19）で研修受講状況の確認を行い、実習指導者研修修了者による指導を依頼している。実習人員と実習指導者数の対比2対1程度が望ましいとされていることから、OT専攻では、1対1での実習指導を依頼している。実習中の実習計画については、各実習施設独自の実習計画に沿って行われていることを確認すると共に、実習指導要領でも本学として実習計画を提案している。（資料1、11頁-13頁） |
|--|

様式 8 自己点検評価報告書（作業療法学専攻）

◆自己点検評価結果における課題と対応

新型コロナの影響により評価学実習が中止（学内での代替え実習）、また、治療学実習では実習受入中止などが相次いでいる。新型コロナが落ち着けば解消され则认为している。

様式 8 自己点検評価報告書（理学療法学専攻）

21	基準IV-11	臨床実習施設の数と種別
----	---------	-------------

◆判定基準

- ① 指定規則、ガイドラインで定める施設基準が遵守されている
- ② 各障がい・病期・年齢層を偏りなく対応できる能力を培う実習施設が確保されている
- ③ 主たる臨床実習施設が確保されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

①：実習施設一覧 【資料 18】

◆自己点検評価結果の理由

① 定員 80 名に対する十分な実習施設を確保し、また偏りなく配置できる施設を確保している。
② 身体障害領域、地域領域、発達障害領域といった多くの対象領域の実習施設が登録されている。
これらの施設では、急性期から生活期、保健、福祉領域など様々な領域の実習施設が登録されている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

主たる実習施設については、現在、卒業生が多く就職しているいくつかの施設について交渉・登録する方向で検討を進めている。

様式 8 自己点検評価報告書（作業療法学専攻）

21	基準IV-11	臨床実習施設の数と種別
----	---------	-------------

◆判定基準

- ① 指定規則、ガイドラインで定める施設基準が遵守されている
- ② 各障がい・病期・年齢層を偏りなく対応できる能力を培う実習施設が確保されている
- ③ 主たる臨床実習施設が確保されている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

①：実習施設一覧 【資料 20】

◆自己点検評価結果の理由

① 実習登録施設数 157 施設であり定員学生数（30 名）に対して十分な施設数が確保できている。
② 身体障害領域、精神障害領域、地域領域、発達障害領域といった多くの対象領域の実習施設が登録されている。これらの施設では、急性期から生活期、保健、福祉領域など様々な領域の実習施設が登録されている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

主たる実習施設は登録していないため、OT 専攻専任教員が開設に携わった施設を、今後、主たる実習施設として登録する予定である。

様式 8 自己点検評価報告書（理学療法学専攻）

22	基準IV-12	臨床実習指導者
----	---------	---------

◆判定基準

- ① ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ② 臨床経験 5 年を超える指導者が 30%以上を占める
- ③ 専門・認定有資格者が 30%以上を占める

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（様式を明示すること）

- | |
|---|
| <p>①：様式 5</p> <p>②：総括表（文部科学大臣が指定する看護師等の指定申請等提出書類「様式第 5 号（その 1）・変更承認申請の場合」）より抜粋） 【資料 16 参照】</p> <p>③：2020 年度実習指導者会議資料（p.27）【資料 7 参照】</p> |
|---|

◆自己点検評価結果の理由

- | |
|---|
| <p>① 実習指導者の一人は少なくとも 3 年以上の経験を有する者が担当している。実習指導者会議でも実習指導者要件について説明している。</p> <p>② 臨床経験 5 年を超える指導者が 30%以上を占めることについても、資料のとおり満たしている。</p> |
|---|

◆自己点検評価結果における課題と対応

<p>現 4 年生は旧ガイドライン対象学年であり、臨床実習指導者要件は満たしているが、指定規則改定後は 5 年以上の臨床経験者さらには実習指導者講習会受講が必須条件となるため、指導者確保に努力したい。本学の実習施設には実習指導者講習会受講を促すと共に、臨床実習指導者会議などで専門・認定有資格取得を促す必要があると認識している。</p>
--

様式 8 自己点検評価報告書（作業療法学専攻）

22	基準IV-12	臨床実習指導者
----	---------	---------

◆判定基準

- ① ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ② 臨床経験 5 年を超える指導者が 30%以上を占める
- ③ 専門・認定有資格者が 30%以上を占める

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（様式を明示すること）

①：様式 5
②：総括表（文部科学大臣が指定する看護師等の指定申請等提出書類「様式第 5 号（その 1）・変更承認申請の場合」より抜粋） 【資料 17 参照】
③：2020 年度実習指導者会議資料（p.27） 【資料 21】

◆自己点検評価結果の理由

① 実習指導者の一人は少なくとも 3 年以上の経験を有する者が担当している。実習指導者会議でも実習指導者要件について説明している。
② 臨床経験 5 年を超える指導者が 30%以上を占めることについても、資料のとおり満たしている。

◆自己点検評価結果における課題と対応

専門・認定有資格者の割合は不足しており、今後、専門・認定作業療法士の所属する施設への施設登録依頼や臨床実習指導者会議などで資格取得を促す必要があると認識している。

様式 8 自己点検評価報告書

23	基準V-1	教育成果
----	-------	------

◆判定基準

- ① 教育成果の点検・評価結果が学生に FB されている
- ② 学業達成率が 80%以上である
- ③ 新卒者の国家試験合格率が全国平均以上である（過去 3 年間の平均値）

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

- ①：学業成績記録送付について 【資料 2 3 -①】
- ②：平成 2 9 年度入学生(第 1 期生)の動向 【資料 2 3 -②】
- ③：新卒者の国家試験合格率について 資料北海道 【資料 2 3 -③】

◆自己点検評価結果の理由

学生に年 2 回(前期・後期)成績表を送付している。
学業達成率は、理学療法学専攻 97.6%・作業療法学専攻 80.8%
根拠として様式 1-2 10 と同様
国家試験の合格率は、全国合格率、理学療法士：86.4% 本学：88.0%
全国合格率、作業療法士：88.8% 本学：81.0%

◆自己点検評価結果における課題と対応

作業療法学専攻の国家試験合格率が全国平均を下回った現状を真摯に受け止め、5 講時以降の時間
を利用し、授業の補完と、学生の学習意欲向上のため実施している「フロンティアプログラム」を活
用する等し、対応する。

様式 8 自己点検評価報告書

24	基準VI-1	社会貢献
----	--------	------

◆判定基準

- ① 個人レベルで実施されている
- ② 学科・専攻レベルで実施されている
- ③ 学校養成施設レベルで組織的に取り組まれている

◆自己点検評価 ○印

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①②③のうち一つを満たしている
- 3 ①②③のうち二つを満たしている
- ④ ①②③の全てを満たしている

◆エビデンスの提示（様式を明示すること）

①：「北海道健康づくり協働宣言」実施団体登録票 【資料 24-①】
②：健康増進教室実施報告書 【資料 24-②】
③：千歳市出前講座・道民カレッジ「登録講座名」【資料 24-③】
④：出張授業・演習案内 【資料 24-④】
⑤：児童・生徒のボランティア体験講師派遣 【資料 24-⑤】
⑥：大学案内（【様式 1 に添付】）（12 頁～17 頁参照）

◆自己点検評価結果の理由

<p>本学は、社会貢献事業に、積極的に対応している、本学の前身校の時代から実施している地域住民を対象にした「健康増進教室」は、大学組織として取り組んでいる事業であり、例年 1,500 名の参加を得ている社会貢献事業の中でメインとなる事業である。</p> <p>本学の特色の一つである、健康増進・障がい予防リハビリテーション事業を中心に、教育研究の成果を広く社会に還元している。</p>
--

◆自己点検評価結果における課題と対応

<p>今後も、教育研究の特色を活かし、社会貢献に積極的に取り組むことが必要であると認識している。</p>
--

様式 8 自己点検評価報告書

25	基準VII-1	内部質保証
----	---------	-------

◆判定基準

- ① 第三者による外部評価を受審し、結果を公表している
- ② 定期的に自己点検評価を実施し、課題改善に努めている
- ③ 学部・学科・専攻全体の PDCA サイクルの確立とその活用が図られている

◆自己点検評価 ○印

- ① 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆エビデンスの提示（資料を添付すること）

①：大学自己点検，評価の構図 【資料 25-①】

◆自己点検評価結果の理由

本学は、平成 29 年度開学校で、令和 2 年度末をもって完成年度を迎えた。

①判断基準の 1 は、令和 5 年度に学校教育法で定める「認証評価機関の評価」を受審する予定であり、

②判断基準の 2 は、現在、自己点検・評価に取り組んでいる。

③判断基準の 3 は、本学が設けた学科目（理学療法学担当）、（作業療法学担当）、（共通教育担当）毎に、また、学部全体として PDCA サイクルの確立と活用を図っていく。

◆自己点検評価結果における課題と対応

自己点検・評価，認証評価機構の評価は、学校教育法第 109 条に規定されているところであり、完成年度まで、申請内容を遵守してきた本学が、今後取り組みなければならない重要項目である。公共性を有する私立大学として、真摯に対応していく。